

岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例

(岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第一条 岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和四年岡山県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「。以下」を「。第二十条第一項において」に改め、同条第十項中「以下」を「第十二条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項中「及び第二十九条」を削り、同項の表第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十七条第一項中「以下」を「第三項において」に改め、同条第二項第一号イ中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十八条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」を削る。

第三十二条第三項、第三十八条第一項及び第三十九条第三項中「この章において」を削る。

第五十四条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

第五十八条、第五十九条、第六十条並びに附則第四項及び第五項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第二条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第三条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第二条第四項及び第十項の改正規定(「以下」を「第十二条第五項において」に改める部分に限る。)、第十二条第五項の改正規定(「及び第二十九条」を削る部分に限る。)、第十七条第一項及び第二項第一号イの改正規定、第十八条の改正規定、第三十二条第三項の改正規定、第三十八条第一項の改正規定、第三十九条第三項の改正規定並びに第五十四条の改正規定 公布の日
- 二 第一条中第二条第十項の改正規定(「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める部分に限る。)(及び第十二条第五項の改正規定(同項の表第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める部分に限る。)) 令和七年四月一日

#### 提案理由

刑法の一部改正により拘禁刑が創設されることに伴い、規定の整備を行う等所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。